



世田谷

# 区議会だより

No. 31

1/15

発行 昭和47年1月15日  
発行所 世田谷区世田谷四丁目21-27  
世田谷区議会事務局(422)0111  
郵便番号 154  
発行人 事務局長 大場啓二

## みどりの保全への提案

清水義汎

東京における「みどり」の問題は、単に人の目を楽しませるためというような次元からではなく、人間の生存との関係で重視せざるを得ないほど重要な課題になってきている。

人間の社会は、自然的秩序と社会的秩序のなかに存在する。自然的秩序の維持のなかで、みどりの樹木は主要な役割を果たす。文明が自然をある一定の限界を越えて破壊したとき、そこにおける文明はすでに文明の意義を失っていることにわれわれは気がつかなければならぬ。また、東京のごとく(とくに二十三区は)はなほだしいが、地価が高く土地生産性が低いことにはかり目を奪われ、経済主義のみで物事を考えた結果が東京をコンクリート砂漠に至らしめていることに対する反省も必要になってくる。

また、「みどり」と「公害」は互いに大きく関係していることにも注意すべきである。豊かなみどりは公害の防波堤としての役割を果たし、また、公害の激化はみどりを退化させることを考えた場合、この両者を

関連させた対策を取る必要が生じてきている。

このように考えるとき、東京におけるみどりの復活と拡大は都市政策の重要課題の一つとして考える必要がある。その意味において、東京都の「みどりの育成計画」と「みどりの保全計画」は是非とも実現させなければならぬと考えられる。無制限な自然環境破壊は人間の生存問題であるとの認識に立ってスタートしている東京都の計画は、まったく正しいものと評価しなければならぬ。と同時に、同様の趣旨で健康都市宣言とともに世田谷区議会で議決された「みどりの」保存に関する条例の制定に対しては心から敬意を表したい。

そして、その実現のためには、次のような提案をしてみたい。  
○公有地には積極的に樹木を植える。とくに、学校、幼稚園、保育所等のみどりで囲みたいものである。  
○植樹用地を持たない建築物の所有者に対しては、屋上庭園を設置することを行政指導する。この点、大阪の緑化運動の成功は

参考にすべきである。

○条例の市民に対する周知徹底のPRを強化すると同時に、条例の執行が十分行なわれるよう市民の協力態勢を確立すること。  
○「みどりの区民公園」の造成に区が積極的に取り組む。

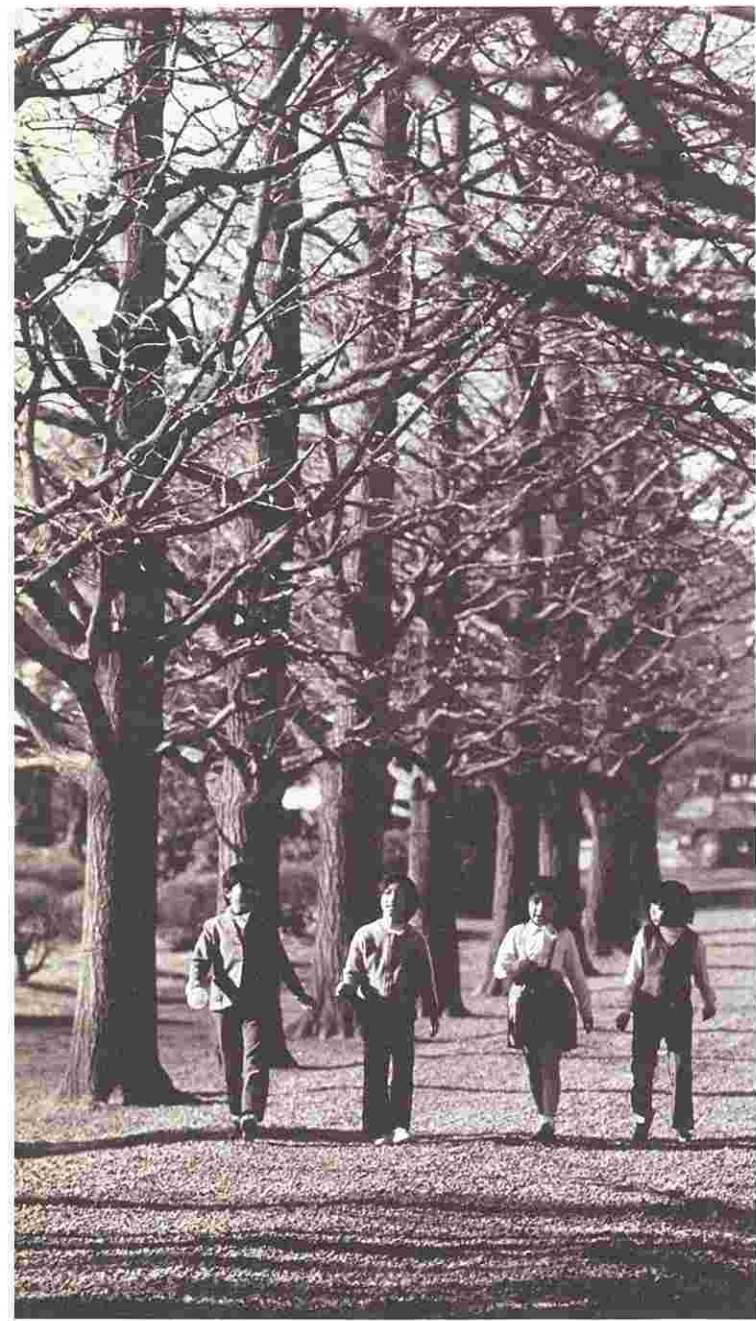
以上のことを実現するためには、精神論では不可能である。みどりの保存から拡大への志向性のなかで、それに必要な予算を配置しなければならぬであろう。

ここまで破壊された東京の都市に活力を与えるためには、それに必要な財政支出を惜しんではならない。市民の健康と生命を保護するための財源が必要になってきているのである。  
政治を担当する人々の都市に対する哲学の転換と、全市民的な協力とが結合してこそ、はじめてみどりの復活の実現があり、同時に、公害追放の都市への展望が開けるのである。



しむず・よしひろ  
明治大学教授/交  
通政策/都公  
視委員会  
監

緑は、祖先から受け継いできた尊い遺産。みんなの知恵と力で、それを保護するだけでなく、さらにふやして子孫に伝えよう。  
〈写真〉 都立園芸高校のいちよう並木



# 第四回定例会

11/15 ↓ 12/9



## 補正予算、四十五年度 決算など二十四件可決

第四回定例会は、11月15日から12月9日まで、会期二十五日間で開かれた。

この定例会に区長から提案された議案は二十三件、内訳は、決算一、補正予算二、条例改正一、契約四、人事一、区道認定十四である。これに議員発議の意見書案一件を加え、合計二十四件の議案が、いずれも原案どおり可決された。このほか、議会の報告三（要望書の提出）、監査委員の報告三が上程、承認されている。

会期中に本会議が四回開かれたが、それぞれの議事内容はつぎのとおりである。

11月15日 各党代表質問。区長提出議案二十三件の審査付託。決算特別委員会の設置。報告三件の承認。

11月16日 一般質問。請願・陳情の審査付託。

11月26日 決算を除く区長提出議案二十二件の議決。

12月9日 決算、意見書、委員会の審査を終えた請願・陳情等の議決。報告（要望書の提出）の承認。議会閉会中に各委員会が審査する事案の付託。

●一般会計第三次補正予算（（反対） 賛成）  
追加計上額は四億七九一四万八千円。補正後の予算額は一八九億七三二五万一千円となる。

財源のおもなものは、区税増収見込額二億五九九万五千円、学校建設事業用起債の追加八五〇〇万円、諸収入約七千万円、国庫支出金・都支出金の合計約六千二百万円。

歳出面では、職員人件費の追加約三億四百万円と土木事業関係維持労務者の身分切替経費約四千万円がおもなもの。来年度小中学校増設設計費、第

二給食センター設計費も計上されている。なお、烏山総合センター関係費約一億円が、問題を白紙にもどして再検討ということで減額された。この問題に対する理事者側の取組み方が、追及あるいは反対意見の主要材料となっている。

●国保事業会計第一次補正予算（（賛成））  
前年度繰越金計上による財源更正と前年度療養給付費清算による国庫支出金返還金の計上。追加補正額は五九九九万三千円、当初予算との合計三八億四四九万五千円。

●組織条例の一部改正（（賛成））  
選挙管理委員会事務局の独立、選挙統計業務の分離に対応し、統計業務を従来の総務部所管から区民部所管とするもの。施行は12月1日。

●工事請負契約 四件（（賛成））  
烏山保母寮 工費四六八八万円、工期昭和47年10月25日。  
喜多見小学校校舎、体育館、プール 工費一億八七〇〇万円、工期昭和47年10月10日。  
多聞幼稚園 工費四六一八万円、工期昭和47年8月30日。  
世田谷公園改修第二期工事（野球場等）工費四二二〇万円、工期昭和47年5月31日。

以上四件いずれも指名競争入札、なお、事業費は次年度への繰越しが承認されている。  
●人権擁護委員候補者の推薦（（賛成））  
吉見信義（再選）六十九歳 医師  
三軒茶屋一丁目三九一〇  
山本嘉盛（再選）六十八歳 弁護士

●区道の認定および廃止（（賛成））  
喜多見小学校新設に伴う周辺道路の整備と敷地内区道の廃止。認定部分延長二・三五〇、廃止部分延長二・二四〇。

●報告  
昭和四十六年七月分列月出納検査  
昭和四十六年八月分列月出納検査  
昭和四十六年度定期監査報告  
要望書の提出 三件  
都立養護学校設立等に関する要望書  
新玉川線早期開通に関する要望書

●第二回臨時会  
第二回臨時会は10月4日から9日まで、会期六日で開かれた。議案は住民直接請求による区長候補者決定に関する条例案（いわゆる区長準公選条例）で、特別委員会による審査、聴聞会開催などを経たのち、10月9日、賛成少数で否決された。

●組織条例の一部改正（（賛成））  
選挙管理委員会事務局の独立、選挙統計業務の分離に対応し、統計業務を従来の総務部所管から区民部所管とするもの。施行は12月1日。  
●工事請負契約 四件（（賛成））  
烏山保母寮 工費四六八八万円、工期昭和47年10月25日。  
喜多見小学校校舎、体育館、プール 工費一億八七〇〇万円、工期昭和47年10月10日。  
多聞幼稚園 工費四六一八万円、工期昭和47年8月30日。  
世田谷公園改修第二期工事（野球場等）工費四二二〇万円、工期昭和47年5月31日。  
以上四件いずれも指名競争入札、なお、事業費は次年度への繰越しが承認されている。  
●人権擁護委員候補者の推薦（（賛成））  
吉見信義（再選）六十九歳 医師  
三軒茶屋一丁目三九一〇  
山本嘉盛（再選）六十八歳 弁護士

### 意見書

区長公選等に対する意見書  
第十四次地方制度調査会答申に関連し、左記事項を強く要請する。  
①区長公選実現を望む区民の声をきわめて強く、今こそその実現の時機と思う。したがって、区長公選制の早期実現。  
②区の自主的行政と事務能率の増進、地方自治の基盤を強化する策として、事務の大幅な移譲、都配属職員制度の廃止、税財源の再配分による特別区財政権の確立、以上三点の早期実現。

12月9日議決  
都立養護学校設立等に関する要望書  
心身障害児対策充実は多くの区民の要求であり、今回はとくに、重度精薄児・重複障害児の幼児期からの一貫した教育を望む請願が出してきた。

12月9日提出  
東急電鉄社長・運輸大臣あて

代田四丁目二〇一三  
●区道認定  
喜多見小学校新設に伴う周辺道路の整備と敷地内区道の廃止。認定部分延長二・三五〇、廃止部分延長二・二四〇。

所在地	延長(m)
代田三丁目7-9~同9-15	62.20
三軒茶屋二丁目52-16~同53-7	94.70
三軒茶屋二丁目51-28~同52-7	83.30
新町二丁目32-10~同38-4	35.20
奥沢三丁目3-5~同4-14	57.88
野毛一丁目10-7~同10-11	73.10
北烏山七丁目28-7~同29-8	59.25
北烏山七丁目27-5~同28-11	190.00
船橋五丁目30-12~同31-4	67.75
※船橋町949~廻漕町304	2,575.10
成城九丁目15-1~同16-5	226.03
船一丁目28-5~同28-33	147.66
喜多見三丁目2~喜多見一丁目1	1,014.00
計	4,686.17

●報告  
昭和四十六年七月分列月出納検査  
昭和四十六年八月分列月出納検査  
昭和四十六年度定期監査報告  
要望書の提出 三件  
都立養護学校設立等に関する要望書  
新玉川線早期開通に関する要望書

### 第二回臨時会

第二回臨時会は10月4日から9日まで、会期六日で開かれた。議案は住民直接請求による区長候補者決定に関する条例案（いわゆる区長準公選条例）で、特別委員会による審査、聴聞会開催などを経たのち、10月9日、賛成少数で否決された。  
●区長候補者決定に関する条例一否決  
解説、審議経過は次ページ。



公述人として意見を述べる篠原一東大教授

## 直接請求準公選条例を

### めぐって

#### 第二回臨時議会審議から

##### 直接請求の概要

10月4日から9日まで開かれた第二回臨時会は、住民の直接請求による区長準公選条例を審議するため招集されたものである。前定例会と同様に二十名からなる準公選条例審査特別委員会が設けられた。

この条例案は、地方自治法に基づき住民から提出されたもので、署名者一万八四三三、うち有効署名一万六三六〇で区内有権者の五十分の一以上に達したため、9月29日に代表者から本請求されたもの。

すでに、第七期の区長は選任されていたが、こういう形で表れた住民の区長公選運動をどう評価するか、この条例案に対する区長の見解はどうなのか、さらに、今後の自治権拡充運動をどう進めていくか、などをめぐって活発な論議がかわされた。また、7日の聴聞会では、賛成、反対四名ずつの公述人により、それぞれの立場から意見が出された。

直接請求の趣旨と条例案  
委員会では審議に先立ち、直接請求代表者から趣旨説明を聞いた。その概要は次のとおりである。

区政に新風を送り、清新の気風がみなぎるような行政と、区民の総意が区政に反映する体制の確立を求めたために、直接請求を行なった。短期間でこれだけの賛同を得たのは、住民の自治意識がいかに高く、改正を望む意見が強いことの現れである。現在の法律にふれず、実施可能な範囲で案をつくり、署名運動をした。

ところで、条例案は、前回の議員提出議案とはほぼ同じ内容で、区議会に届け出た立候補者を区が実施する区民の投票の結果を尊重して区長候補者をさめる、立候補の届出や区民投票に関する事務を監視(条例案)し、投票の状況や結果を報告するため、議会に特別委員会を設置する、投票や選挙運動は、公職選挙法および同施行令に準拠して公正に行なわせるといふもので、条文が十と二つの付則から構成されている。

また、区長からは、この条例に対して、議会の自主性をそこなうおそれがあり、条例制定には疑義があるとの意見が添えられた。

##### 委員会での審議経過

このような意見をつけたことについて理事者側は、法解釈としては、昭和38年の最高裁の判決をより所としているとし、自治法で定められた議会の調査権の範囲にはいらない条例である、区長の選任権は議会にあり、執行機関である区長が区長の選挙を行なうのは、法令上、問題があるとの考え方を示した。具体的には、条例案中にある投票の結果の尊重というのは、選任権の拘

束になるおそれがある、区民投票を実施する主体がわからない、投票の公正確保の保証がない、特別委員会が投票事務を監視するのは疑問だなどの点を指摘した。

条例案を修正して、これらの疑義をすべて議会で解決した場合、区は条例を実施する意思があるか、との委員の質問に、たとえ条例が可決されても、執行そのものに疑義があり、責任問題も明らかでないので、予算編成ができない、再議に付すとの答弁であった。

##### 聴聞会のような

聴聞会では、学者、評論家、主婦、労働者など八人の公述人により賛否が表明された。

反対意見として、①投票の結果を尊重することあるが、最高得票者を選任することなのか。同数の場合はどうなるのかなどがはっきりしない。参考程度というのでは区民の参政権を軽んじ、最高得票者を選任した場合には選任権の放棄となる。②この条例は、選挙の公正確保に保障がない。買収などの罰則規定もなく理想のみではないか。場合によっては区民の意思が全く反映されない結果にもなる。③特別委員会を設置しても選挙事務を監視する権限はない。誰が、どのようにして委員になるのかも明らかでない。選任権のある区議会が区民の意思を問うとなると、住民が議会や議員を信頼しなくなる。④区長公選は法改正以外には望めない。それも近い将来には不可能ではないのだから、改正まで現行法どおり選任すべきだなどが述べられた。

これに対して賛成者側からは、①準公選方式は即選任制度ではない。住民投票はほかの問題ではあるが実例もある。疑義ある点は議会が修正すればよい。②政治の原点である地方政治は、すでに自主性のある区議会が、住民の立場にたつて条例をつくる時代になっている。③区民の声を聞き、区民の立場で親しみある区長を選べないのは不合理だ。特別区だけが選挙権を奪われているのはおかしい。④世田谷区で準公選が実現すれば、他区にも影響して大きな自治権拡充運動となり、やがて

は法改正へ発展すると反論した。

##### 各派の意見と採決

本会議では、直接請求という形で条例案が提出されたため、各派それぞれ熱のこもった意見を出しあった。

直接請求という区民の意思やその意義を考え、住民の自治意識の進歩は強大であると、区民の権利の行使を強く主張した野党四派の賛成意見に対し、自民・無所属は、法律で特別な自治体と規定されている特別区の不合理を指摘し、ほかの自治体との格差を国が根本的に解決することが先決である、区長公選には積極的に取り組むが、問題点の多い本条例案には、解せない疑義が残るとの反対意見が述べられた。

以上の審議を経て採決されたが、委員会では九対十、本会議でも二十四対二十九で、区民の請求は否決された。

##### これからの区長公選運動

以上のように、世田谷における準公選条例は、再度否決となったが、今回の直接請求を審議したなかで、区長から公選運動について注目すべき発言があった。すなわち、①都区間に区長公選のための機関を設ける。②世田谷区独自で、理事者、議会、場合によっては部外者を加えた機関をつくり、公選へ強力な運動を行なうと約束したことだ。従来、議会だけのこの運動が、さらに大きく輪を広げ、一歩前進したようである。

##### ※直接請求とは

地方自治法は、条例の制定改廃、事務の監査、議会の解散、議長や長などの解職の四種の直接請求を定めている。条例制定(改廃)請求は、区内の選挙権を有する者の五十分の一以上の者の署名で請求できる。代表者から長に請求があると、長はその要旨を公表し、受理した日から二十日以内に議会を招集する。議会には必ず長の意見を付けてはかり、その結果を代表者に通知するとともに公表しなければならない。なお、地方税や分担金、使用料などの徴収に関する条例は、直接請求できない。

# 行政施設建設五カ年計画の

# 成果が問われる

## 昭和四十五年度決算審議から

総額で二百億円を突破した昭和四十五年各会計決算が、第四回定例会に区長から提案された。

区議会では、議員五十一名により決算特別委員会を設置、11月22日から八日間にわたり審議した結果、12月9日の本会議で賛成多数で認定議決した。

### 決算額は

一般会計

歳入一六九億六七一五万七四二円

歳出 一六二億四六六三万四七一円

特別会計（国民健康保険事業）

歳入 三〇億七六一二万二六〇七円

歳出 二九億二九一六万二九二二円

両会計の歳入・歳出差額は

八億六七四八万二六五七円

となつてゐる。このうち四十六年度に支出がきまつてゐる四億七五一一万九七二七円を差し引いた額、三億九二三四万二九三〇円が純計繰越しで、黒字額となる。

## 審議のあらまし

### 財政問題について

この決算で注目されるのは、区税収入が過去五年間で最高の伸び率を示したことだ。理事者の説明では、前年と同様に税法の改正で区税の特別徴収分（（事業主が負担する）が、一月分少ないのに、大幅な増収となり、近年になく財政に恵まれた年度だったという。これにより、四十一年度から行なわれた「特別区行政施設建設五カ年計画」の最終年度として、おむね計画どおり実施できたことが特徴として示された。

だが、委員からは、区税収入が伸びたと手放しでは喜べない、世田谷区のように区税が歳入比率の大部分というのは、不況がいわれてゐる社会情勢から非常に不安がある、現行財調制度にも不合理がみられ、開発途上の周辺区には特別な財源が配分されるように是正できないか、また、国の補助金などの収入割合が減つたのはなぜかとたゞされた。これに対して理事者は、税収も今が最高で今後は下降の傾向にあると予想し、事業に万全を期す、現行の財調制度は他区との関係でやむを得ないが、税金が住民にそっくり返せる方向で努力する、国庫支出金の個々の単価が上がるのは結構なことだが、全取

入中の割合が多くなることは、限定された財源という点で好ましいことではないと説明された。

次に、歳出では、昨年同様に用地取得問題に論議が集中した。五カ年計画が完全実施できなかったのもこのためで、今後の基本計画に重大な影響を与えるからだ。この決算でも繰越事業のほとんどが現状である。以上がおもな論点である。さらに、次のような指摘もあった。区は事業を計画どおり進めるため借金（起債）をしている。その返還金や利子などが年々ふえ、43年からみると46年末では、実に十倍にもなる。今後の財政を圧迫するのではないか。これに対して、理事者は、施設建設計画のため借金をするので、将来、その施設を利用する住民が負担することになる、区の借入額は、要注意とされている基準まではまだ余裕があり不安はない、今後必要な事業には返済額を考え、活用していくと答えている。

### 事業内容について

総合的な事業では、総合基本計画の実施の具体的な計画の立て方、区内で本格的な工事が始められた下水道工事対策、電子計算機導入による効果が論及

された。総合基本計画は、都の中期計画とも合わせて、企画部を中心に各部一致協力して計画を立てる。用地難や下水道対策は、組織機構を改め、全力をあげて実施する。特に下水道工事には、地元住民との話し合いを十分行ない、議会と協力して重点事業とする。また、電子計算機は、事務の効率化だけでなく、住民サービスや職員の労働軽減にも役だてたい。以上が理事者の意向として述べられた。

そのほか、区内業者育成のために契約方法の改善、交通、防災対策の強化などが要求された。

民生福祉事業では、老人休養（ふじみ荘）、心身障害者（ひまわり荘）両施設の利用の状況や方法が検討され、区民の福祉施設として、もっと多くの人に利用されるように、バスの運行や無料化などが要望された。また、零歳児保育の必要性、老人対策が問われた。理事者からは、零歳児保育には保育の保育数や施設が定められているが、拡充に努力していく、ねたきり老人には見舞品を、一人暮らし老人には、年一回、ふじみ荘招待を考えているとの答えだった。

現在、ゴミ戦争が叫ばれており、区としても首都美化にもっと力を入れるべきだとの要望に、道路管理など区でできる範囲で推進すると表明した。

このほか、民生委員の推薦方法は是正、共同作業所の運営や保育ママの待遇の改善、出張所窓口の昼休み時の執務、福祉会館の夜間開放や婦人の無料利用、区民保養施設の増設など多くの

要望が出された。

土木建築事業では、公害指導で区の調査の手ぬるさが糾明され、真剣な取り組みが強く要請された。

委員からは、以前から行なっている公害健康診査などと窓口を一本化して、住民の立場で対処せよと強調された。これに対して理事者も、きめられた指導だけでなく、積極的に都と協力していく、他区とも連絡して危険な場合の緊急通報組織も考えたいとの姿勢を打ち出した。すでに区内では、ぜんそくで悩む人もあり、早急な対策が望まれ、区の大きな課題となっている。

そのほか、道路側溝普及率や改修実績の低下、側溝蓋かけの促進、建物の管理指導の徹底、違反建築の公平な摘発などが要望、検討された。

教育事業では、今までの校舎増築工事に対して強い批判があり、一校完成主義が強く要望された。鉄筋化されたも修理費が非常に多い、窓も鉄製のので痛みやすく、開閉できないものもあるとの追及に、理事者は、木造では簡単に修理できるが、鉄筋は手間がかかり費用も多くなる、窓わくは46年度からすべてアルミ製にしたと答えた。

マンモス校の増加、団地の進出、通学路の安全などから、通学区域の再編成が望まれている。このことで理事者からは、48年を目途に、学校の収容人員、住民感情、将来の人口を検討し改正する予定だと述べられた。

このほか、給食センターの運営、幼稚園の二年保育、学童擁護員の増員、社会教育の充実などに要望が出された。

## 昭和45年度一般会計決算



四十五年度決算

各派意見のあらまし

下水道促進への取組みを評価

自民党一賛成

住民の要請にこたえた施策の実現に努力したことを高く評価する。

財政面では、区民が一日も早く待ち望んでいる下水道促進の先行投資が目だっている。二十三区の一体性と同時に区の自主性を発揮して事業にあたってほしい。また、起債の必要は認められ、安易な考えで行わず、返済を十分考慮して、効率的に運用されたい。

事業執行には、時代に即した本格的な町づくりを期待する。この決算では、ひまわり荘の完成が特筆されるが、運用面ではまだ改善が必要とされる。また、行政効率向上のため、組織の再編と職員の適正配置に再検討が望まれる。学校の全校鉄筋化、第二給食センターの早期実現も進められたい。さらに、公害や環境保全対策にも努力し、区民の健康を守る保健センター建設を強く要望する。

理事者首脳陣のきびしい反省を

社会党一反対

今回の決算審査に際して、区長を含めた理事者の態度が非常に悪い。少なくともトップマネジメントは、政治責任者として、答弁には意思の統一をはかるべきだ。

区税収入が大幅な増加を示したというが、これは、区民が物価高で困っているのに、無策なまま税の取立てをしたためである。このような予算編成や執行は、決して健全財政とはいえず、納得できない。財調も実質的には再調整がなされ、税収で補う結果となった。総合基本計画は、区民の声が反映されない官製品である。その執行にあっても区民の要望を全く汲み入れていないため、烏山小跡地のような失敗という結果になった。健康都市も名ばかりで、現実には公害で困っている人が急増している状態だ。以上の点を区は強く反省すべきだ。

住民不在の施策が目だつ

共産党一反対

この決算は、烏山小跡地問題や道路用地取得に、全く住民の意見が無視されているため、失敗したことを示している。また、町づくりや新たに巨費を投じて策定された総合計画は、議会でも論議がされていない。それが、成果のなかで実施計画として出されているのは不満である。

住民が、切実に要望している保育園の建設も計画どおり進んでいない。一方では、職員や区民のために膨大な

私の史跡散歩 ③

豪徳寺

真井九郎

門前せともの招きネコを売っているの聞いたが、それらしいところも見当たらないので近所の人に聞いてみると寺の花屋さんの店にあった。右手をあげて、おいでおいで。しているネコに愛きようがある。大きいのと小さいのがあるが、いちばん小さい五十円のは財布へ入れて財を招くエンギものという。

江戸時代の初期までこの寺は弘徳院という鎮寺だった。徳川家康の重臣井伊直孝が五、六騎で遠乗りして、この門前になるとネコが手招きしている。不思議に思って寺にはいって休息した。すると激しい夕立ちとなり、雷が鳴り出したが和尚が心静かに説法、直孝は「急の雨をしのぎ、為になる法談を聞き功德があった」と喜んで帰った。これが縁で井伊家では菩提寺と定め、田畑を寄進したり、寺の建物を立派にし、直孝の死後豪徳寺と命名された。

これが招きネコ(招福猫)の由来で、商売繁昌、心願成就などエンギものになり、本殿わきの境内にはこのネコがいっぱい寄進されている。

費用を投じ、第二庁舎の新築や第一庁舎の改修を行なったが、結果は管理体制を強化したのにはかならない。公害行政、福祉行政にも施策の貧困が目だっている。国が行わないからこそ、地方自治体が暖かい手をさしのべるべきである。この執行実績では、区民の幸せのために区税が使われていない。

指摘事項を予算に反映させよ

公明党一賛成

前年度と比較すると、教育費、民生費は順調にふえているが、土木費は伸び率がよくない。支出割合でも昨年少り減少しているのは遺憾である。性質別にみると、投資的経費が減少している。行政運営費の冗費削減に努めてもらいたい。また、用地取得難のため、



この寺は、幕末、桜田門外で水戸浪士に暗殺された大老井伊掃部頭直弼の墓があるので有名。直弼は、万延元年(一八六〇年)三月三日上巳の節句登城途中襲撃されて死んだが、墓には三月二十八日と刻まれている。これは首級を暗殺団に持ち去られたため葬儀ができず、やっと首がみつかった。正式に直弼の死が発表された日。この墓の後方に大老とともに散った「桜田殉難八士の碑」があり、いまも直弼を守護している感じだ。境内には井伊家から直弼の忠臣遠藤謙道に贈られた大茶室(再建)、太田氏釜屋六右衛門作の梵鐘、しだれ桜の御所桜など一見の価値あるものが多い。入口で、犬、ネコの散歩は禁止という立札が目につく。

なお、近くには、室町時代足利管領のもとで関東に勢力のあった吉良治部大輔治家の居城だった世田谷城址公園がある。川小田急豪徳寺下車五分、東急世田谷線宮の坂下車三分。

繰越額が多い。用地対策には機構を改めることを強く要望する。

老人、児童対策などの厚生事業、公害対策や道路改修などの土木事業、校舎改築や学区再編成問題などの教育事業などこの決算で指摘された事項は、今後の予算に必ず反映させてもらいたい。さらに、区民保養施設の増設や出張所窓口の改善など、理事者は十分理解して検討し、要望にこたえてもらいたい。

基本方針をしっかりとつかめ

民社党一賛成

これからの区政は、激しい社会情勢に対しての心構えが必要である。そのためには基本方針を確立することだ。理事者間で基本的な意思が統一されていないのは厳に注意してもらいたい。

事務事業の執行には、事務近代化委員会の答申を生かしていくべきである。また、下水道や再開発などの町づくりには、住民との話し合いに時間をかければ、おのずとスムーズな行政がなされるのではない。

内部組織は、六部制にこだわらず世田谷独自でも改め、人材の確保に努力されたい。それにより、中堅職員が意欲をもって、能力を十分発揮できる。このような基本的なことを確保していくことにより、区政の発展が望める。

めぐまれない人にこそ厚遇を

無所属一賛成

開発・再開発は積極的にすべきだ。道路や文化施設を建設することにより、人口の分散をはかるので、震災対策にもなる。福祉行政の調査も不十分だ。施設ができて、利用できない人が数多い。老人手帳を発行するなど、めぐまれない人たちにこそ、施策を講ずべきである。青少年センターなど、社会教育も重視してもらいたい。区政の中心に健康都市としての予算を組み入れて、文化都市としての発展を望む。

議員の住所・電話番号変更

井上 浩(社会) 駒沢三丁目四八一五上馬パンシオン1B 電話(42)四二二四(42)七二〇〇

# 代表質問

## 保健行政の充実を急げ

—自民党—

**質問** 区民の健康管理のため、成人・老人病の諸検診を行なっているが、この結果を活用するなどの積極策がみられない。衛生統計書や個人別健康カードの作成、電算システムの利用など、先を見通しての態勢づくりこそ健康都市建設にふさわしいものだ。さらにこれが保健所事業を都から区へ移すための促進剤となる。区の積極的な取組みを示してほしい。

**区長** 健康都市建設は、区の総合計画の中核なので充実させたい。保健所の移管については、他区と協力し進展させたい。区の電算システムも充実期にはいった、フルに活用してゆく。

**質問** ドル・ショックに伴う地方財政の悪化は著しく、一兆円の赤字が見込まれ、都財政も大幅減収が明らかとなった。このような経済情勢で、区長は四十七年度予算編成方針をどう考えるか。また、歳末における中小企業対策はあるか。

**区長** 基本的には行政運営費・人件費増を押え、特別区行財政費の確保、特別区債の発行などを考えている。中小企業対策は、中小商工振興対策委からの答申をもとに指導・助成したい。

**質問** 区の保健センター建設用地の見通しはどうか。

**区長** 都税事務所跡地を折衝中だが、思うように交渉が進展していない。なんとかこの敷地取得には努力したい。

## ドル・ショックの区財政への影響は

—社会党—

**質問** ドル問題を契機に、不況が深刻化する一方、物価の上昇はうなぎ登りである。これは、政府がアメリカ追随路線、大資本保護路線をくずさず、国民生活を犠牲にしている表れだ。さらにこのことは、地方財政の悪化を呼び、都ではすでに大幅な減収が決定的だ。都の減収が、区財政に打撃を与えることは明白だ。区長は、このような事態

をどのように理解しているか、また今後の施設建設計画に影響はあるか。

**区長** 経済の動向は良くない。新年度予算編成時期に際し、心配の要因となっている。都に対しては二十三区が一体となって財調交付金の確保に取り組みたい。今後の計画実施は、今のところ見当がつかない。

**質問** 保育園に入園できない児童は、来年度一三〇〇人で、十一園もの不足が見込まれている。区はこのようにさし止まった行政需要に対し、なぜ計画の手直しをして住民要望にこたえないのか。

**区長** 計画が不動産のものは考えていない。都からの財政措置との関連で進めていく。

## 公害が激化する玉川通り

—共産党—

**質問** 国道二四六号沿線の住民は、高架で高速三号が重なったため、騒音・排気ガスなどの交通公害に苦しんでいる。特に池尻から瀬田までの間は、太陽まで奪われ、死の町となってきた。この問題の解決なしで、健康都市建設は望めない、公害予算を増額し、解消策に取り組み。また、東急電鉄に対しては、新玉川線の早期完成を強く訴え、住民要望にこたえよ。

**助役** 公害の発生は、物理的現象でむずかしい。高速三号の開通で排気ガスの減少は、多少とも期待できよう。

**区長** 新玉川線の開通促進は、議会とも一体で東急側に要請したい。

**質問** 住み良い町づくりは、今日の都市生活における根本的課題と言われている。だが、この前提には現に住んでいる住民が納得したうえでの計画作成

が必要だ。区長は、今後四年間の区政にあたり、このような区政の民主化、住民参加をどのように考えるか。

**区長** 住民すべての納得を待っていたのでは、行政はできない。住民との話し合いは、行政の補完作用と考えている。

**質問** 不況下の中小企業対策として、融資額の引上げ、低利融資、返済期限延長などの具体的な取組みを示せ。

**区長** 融資額は、二億円の原資で五億円までの貸付けが可能だ。事務手続きの迅速化や、利率を下げられないかも検討している。

## 福祉行政にきめ細かな配慮を

—公明党—

**質問** 行政の基本は福祉の充実にある。これからの区政には一段と熱意が必要だ。たとえば、区役所庁内の総合案内所新設、福祉担当職員の応接態度改善、身障・精薄者慰安会の充実、新年度実施の児童手当支給もれの防止、老人体養ホームの受付拡大と交通不便の解消など、これらに対する区の具体的な取組み姿勢を示せ。

**区長** 福祉対策の充実、区の重点施策だ、力を入れている。

**助役** 相談窓口の設置は検討している。職員への応接態度は研修で改善する。児童手当の該当世帯は住民票で調査し、通知する。老人体養ホームの受付は、本所と両支所の三カ所直ちに実施する。そのほかについては今後検討する。

**質問** 財政状況の悪化が、区の用地開発公社の実施計画や下水道促進に影響しないか。

**区長** 開発公社の計画は、なんとして進めたい。財政悪化は世田谷区だけでは、十分手をつくせない面もあるが

財源確保には最大の努力をする。

**質問** 道路の拡幅、新設計画は、住民代表・区理事者・区議会の三者による検討機関が必要だ。また、公園整備、震災対策にも区の積極策を示せ。

**助役** 道路計画は地元の協力を得て、進めていきたい。震災時の心構えをPRしていく。

## 学生の体力向上に力をつくせ

—民社党—

**質問** 本会議で議員が質問したことが区政に反映されていない場合、執行機関でどのように扱われたのか全然知らされていないのが現状だ。区長は、理事者と議会側とのパイプを通すならかの方法を考えてほしい。

**区長** 議会での質問や意見は、尊重している。話合いの場の具体化については、研究してみる。

**質問** 区内児童・生徒の体力は都平均以下という。区長は、教育課程に欠陥があるとしているが、教育委員会を含め、区全体で取り組めば解決する問題だ。たとえば、区民総ぐるみのなわとびを奨励することも体力向上の一策だ。

**教育長** 区民歩行会、体育館の開放を実施している。なわとびは、昭和41年から小中学校全体が取り入れている。今後も教育機関だけでなく、区全体として取り組んでいく。

**質問** 交通安全対策は、きめ細かな取組みが必要。交通対策協議会に学識経験者・議員を加える考えはあるか。

**助役** 今後、検討する。

**質問** 老朽校舎の増改築は、一校完成主義か、また改築校の序列方法は、教育長一校完成主義を原則とし、古い校舎、狭い校庭を優先している。



真(三軒茶屋付近)。

# 一般質問

【世田谷】 コミュニティー計画を打ち出せ

**質問** 都市の住民意識を回復し、住民中心の新しい型の町づくりを旨とするコミュニティ計画が必要とされている。これは、通学圏や駅利用圏で生活単位を区分し、それぞれに自治体が各種の施設を配置するというものだ。学者・専門家の英知を結集し、自治省方針に即したユニークな案を立てよ(自民)。  
**助役** 公共団体が指導や呼びかけをすることに批判がある。でき上がったものには喜んで協力しよう。

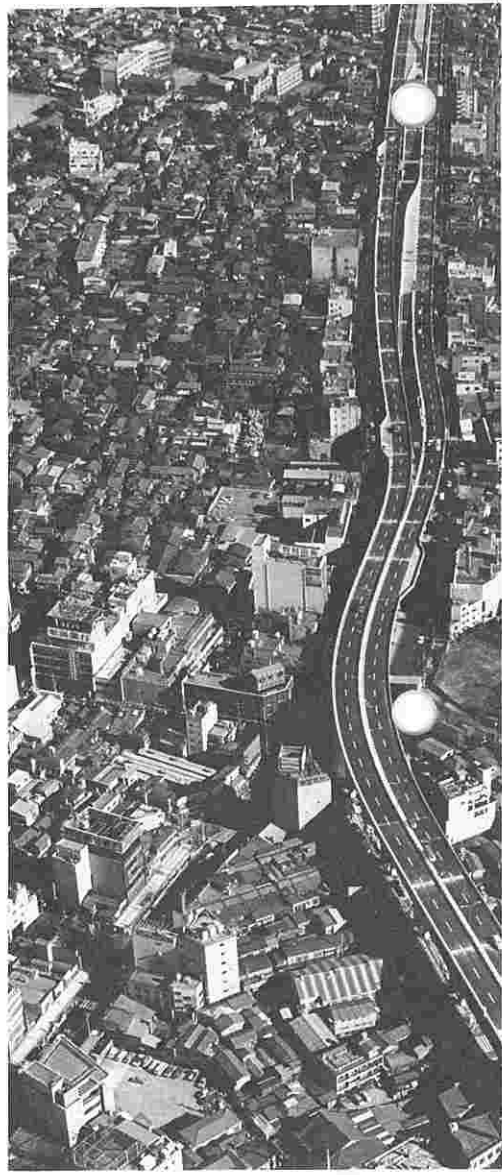
**質問** 今後の区政を担当するにあたり、世田谷は特別区がよいか市制への独立がよいかの見解を示せ(無所属)。  
**区長** 地方制度改正の動きのなかで、特別区が市となる可能性はある。それまでは、特別区のままでも市に近い特色を打ち出していきたい。

【世田谷】 奥沢センタービル対策は慎重に

**質問** このほど区は奥沢センタービルの一部買収案を議会側に示したが、造成組合の現況からみてこれで救済策となるかは疑問だし、買取価格と施設の利用目的を考えあわせると、失敗の上塗りになるおそれもある。もともと責任の大半は、スサシな計画を進めた組合と、当時の建設省、東京都にある。議員が対策を訴えたからといって、区はだれの尻ぬぐいをするのか(社会)。  
**区長** 他に責任があっても、最悪の事態を避けるために発案した。だが、議会側に異論のある間は独走しない。

**質問** 川崎の地すべり実験惨事は他山の石とすべきだ。箱根足柄荘をはじめ、施設を総点検し対策を講ぜよ(公明)。  
**助役** 箱根足柄荘は、建築前の調査では大丈夫という結果を得ている。さらに万全を期す。

【世田谷】 公害必至の希望丘、二四六バイパス  
**質問** 希望丘土地区画整理事業の目的と現状を見比べて、どう評価するか。



世田谷区を横断する高速3号線道路。12月21日開通した

予測される①工場、ショッピングセンター、団地などのもたらす自動車排気ガス公害、②団地の生活汚水と印刷工場化学廃液による烏山川の汚濁が深刻な問題だ。どう対処するか(共産)。  
**区長** 開発途上だが高く評価する。進出企業には公害防止策を用意してもらいたいと思っている。

**助役** 家庭汚水は少量で問題外。工場排水は、今後、工場側と折衝する。

**質問** 瀬田交差点付近から川崎市に至る国道二四六号線バイパス計画は、とくに二子玉川小学童への排気ガス公害が心配だ。加えて、町の分断、騒音、交通事故、問題にならない補償方式などで、住民は憤激している。区は、住民の立場で建設省に働きかけよ(共産)。  
**助役** 国の計画に区は手を出せず、建設省と住民の話合いによるしかない。

**教育長** 教育環境への障害は困る。

【世田谷】 街路樹をふやし緑化運動を

**質問** 街路樹は、排気ガスや重金属化合物を吸収し、いわば公害に対する防壁の役割を果たしている。区道に街路樹を積極的に植えるべきだ(公明)。  
**土木部長** 現在の区道では幅員上無理だが、下水道幹線を埋設した上なら可能ではなからうか。管理費は少ないとは思わない。

**質問** 区が植樹に本腰を入れ、区民総ぐるみの緑化運動の素地を作れ(自民)。  
**助役** 公共施設には積極的に植えるし、区民に苗木を配布して理解と協力を得ることに努めている。

**質問** ノーカー運動が脚光を浴びている。これに体位向上・健康増進の趣旨を盛り込んだ運動を起こせ(自民)。  
**助役** 提案とほぼ同じ趣旨の世田谷方

式を立案中で、やがて実施の運びだ。

【世田谷】 下水道工事の受入態勢は万全か

**質問** 下水道の大幅な立ちおくれは、区側の消極的な取組みにも一因があった。昨年の下水道法改正により、特別区が枝線工事ができることになったと聞くが、予算・技術者の確保、担当機関の確立等受入態勢はどうか(自民)。  
**区長** 法のたてまえは都区の協議が前提となっている。二十三区の足並みがそろわなくとも、積極的な区と連合でやる。

**助役** 来年度は準備段階、四十八年度本格的な取組みを目的に、機構の確立、スタッフの充実等の具体策を練る。

**質問** 下水道代沢幹線が、在来河川利用から道路利用にルートが変わった。その理由が、土敷敷の不法占拠を区で処理できないからという問題は、河川利用ルートにすること、北沢中学校以北を四十七年度計画に組み込め。土木部長 河川利用ルートは二重投資回避策として要請したが、構造上の問題で道路利用ルートとなった。北沢中以北の四十七年度計画は要望する。在来河川の不法占拠も排除に努める。

【世田谷】 都市農政を確立せよ

**質問** 環境保全、消費者への新鮮野菜の供給と三位一体となった都市農政の確立が望まれている。この具体策である生産緑地の育成にどう取り組むか。いわゆる農地の宅地並み課税は、農地のレジャー施設への転用を促進する。これに対する対策はどうか(社会)。  
**助役** 今後の農業経営について、農業経営者・農協・区の三者で検討する。  
**区民部長** 税制改正後に課税を上回る

生産高を得られるかが問題。都では小規模生産集団を構想している。区でも同趣旨で関係機関が検討中である。

**質問** 学童保育の対象となる区内の学童は推定約九千人、これに対して現況は七カ所二八〇人。事態が深刻なのにひきかえ、とくに最近の区の方針は消極的だ。問題はあろうが、学校敷地内への設置が要求解決の早道だ(共産)。  
**厚生部長** 学校敷地の狭小と管理上の問題でカベに突き当たっている。学童保育をどういう視点でとらえるかを模索中でもある。総合計画のなかで打開策を講じた。

【世田谷】 区立文学館の建設を

**質問** かつて世田谷に住んだ作家・著名人の文献、資料を区民に公開・展示し、区外への流出をなくすために、区立文学館を建設せよ(無所属)。  
**区長** 高い理想だが、用地・建設費の関係で困難だ。予定している教育総合文化会館への併設を考えてみる。  
**質問** 希望丘地区への団地建設に伴い学校新設は必至だ。学校用地の取得を急げ。まにあわなかったら、入居延期を要求すべきだ(共産)。  
**教育長** 区画整理組合保有地の取得を考えている。年内に解決したいが、まにあわない場合は、既設の学校にプレハブ校舍を建設する。入居の延期は無理なようだ。

**質問** 青少年対策本部が発足したものの、具体的な方策が示されていない。構想を示せ(無所属)。  
**区長** いまのこんどとした時代では青少年対策がむずかしい。このひずみが是正されたときに、路線が確立するのではなからうか。

# 請願陳情



各委員会の審議を終わった請願・陳情四十一件が、12月9日の本会議で委員会決定とあり議決された。採択したものは、区長部局あるいは教育委員会に送付された。

なお、今回新規に付託したものは三十八件、継続審議となっているものは五十七件である。

## 採択 十七件

- ◇保育園設置に関する請願(下馬地域)
- ◇区立保育園設置についての請願(上野賀地域)
- ◇区立保育園の建設に関する請願(上野賀地域)
- ◇区立保育園設立に関する請願(上野賀地域)

# るひ ば

区議会だより、または区政全般に対するご意見、ご要望をお寄せください。なお、編集部で投書の内容を要約することがあります。あて先 下二五四 世田谷区世田谷四丁目二二二七 世田谷区議会議事務局

## 都市の道路には街路樹が必要

都市造成計画や道路築造計画には、現代では道路舗装が重要な一要件となっている。しかし、その築造方式に大事な配慮が見落されている。わが世田谷区は健康都市を宣言し、太陽と緑の町づくりに努力している。この公害都市から、人間性を確保し、自然を取りもどすためには、大小各種の方策がなされているが、目立たない小さな事で(実は小事ではないが)気が付かないことがある。その一つとして前記の道路舗装方式の問題がある。ここでは、大方は区道となっている住宅街の小道路は全面舗装にせず、両側を五〇センチぐらいあげ、小樹や草花を育成する。これは天水利用の大事の一つであるが、天水利用には、下水道の過重負担の軽減、中小河川氾濫の抑制、地盤沈下防止の一助、街路樹育成、震災時の消防用などいろいろの利点がある。都市のなかには、市民が全面舗装の反対運動までしているところがある。

建物も道路もどこかしもコンクリートでは、もはや人間も鳥も動物も魚もあらゆる生物の住む所ではない。自然のバランスを忘れた破壊は死滅あるのみです。

## 積極的な指導で緑の保護を

新町三丁目二二二 山田積重

- ◇溝渠改修工事依頼に関する請願(八幡山二丁目)
- ◇開溝完備と道路舗装についての請願(北鳥山九丁目)
- ◇側溝改修と蓋掛に関する請願(桜丘二丁目)
- ◇マンション新築工事中止に関する請願(下馬二丁目)
- ◇プールの新設促進に関する請願(玉川野毛町公園)
- ◇区立幼稚園校舎増設促進に関する請願
- ◇区立池之上小学校校舎改築に関する請願
- ◇区立緑丘中学校校舎一部改築に関する陳情
- ◇希望丘周辺に小学校新設のための請願
- ◇区立山崎小学校校舎改築促進に関する請願
- ◇松沢中学校校舎改築促進に関する請願
- ◇交通規制に関する請願(尾山台二丁目)
- ◇押ホタン信号機設置等に関する請願(桜丘二丁目)
- ◇意見付採択(二一) 二十一件
- ◇世田谷区に居住する朝鮮公民の国民健康保険加入に関する請願
- ◇二十三区一休性の中で足並みをそろえ、実現に努力された。
- ◇図書館分室を有する児童会館建設に関する請願(鎌田地域)
- ◇関係部課において協議し、願意にそつよう努力された。
- ◇世田谷区に在任原爆被爆者援護に関する請願
- ◇前向きな姿勢で検討し、適切な援助をされた。
- ◇労働者を預かる保育所の建設に関する請願(松原地域)
- ◇産休明け保育はいま実現できないが、その方向で努力されたい。当面は、八月からの施設で進められた。
- ◇排水に関する請願(上祖師谷七丁目)
- ◇下水道計画等も配慮し、願意にそつよう努力されたい。
- ◇側溝に土型蓋掛に関する請願(桜丘二丁目)
- ◇区の全体計画を助案し、願意にそつよう努力されたい。
- ◇公共溝渠の暗渠化に関する請願(祖師谷二丁目)
- ◇下水道計画を助案し、願意にそつよう努力されたい。
- ◇身分保障に関する請願(土木事業維持労働者)
- ◇要求各項目については労使間で十分話し合い、円満に解決された。
- ◇第二種住居専用地域指定に関する請願(大蔵三丁目周辺)
- ◇第一種住居専用地域指定に関する請願(二件(船周辺×船橋五丁目周辺等))
- ◇右三件、区は地域地区決定に当っては、区の全体計画を助案するとともに、住民意思も十分尊重し作業を進められた。
- ◇島山川出水防止策として下水溝改善に関する請願(経堂四丁目)
- ◇下水道計画を促進する方法で、来年度出水期にまにあつよう、抜本的解決に努力されたい。
- ◇区立精神薄弱児童養護学校設置に関する請願
- ◇都立青鳥養護学校に小学部を設置するよう要請する。
- ◇城西地域に都立養護学校設置の敷地確保に努める。
- ◇現在の区立特殊学校の内容・設備の充実をはかる。以上三点に努力されたい。
- ◇香川の将来計画について
- ◇道路側溝に土型蓋掛と側溝改修に関する請願(南鳥山六丁目)
- ◇道路拡張と排水溝の設置に関する陳情(北鳥山七丁目)
- ◇地域地区決定に関する請願(奥沢四丁目地区) 請願 二件
- ◇丸子川護岸工事に関する請願
- ◇道路の整備と側溝に蓋かけの請願(玉堤二丁目)
- ◇以上八件、願意にそつよう努力されたい。
- ◇取下承認 一件
- ◇小田急線芝草駅前広場設置に関する請願
- ◇一部採択 一部不採択 一件
- ◇野毛公園にプール及びローラースケート場兼用施設に関する請願
- ◇一部意見付採択 一部不採択 一件
- ◇すみれ児童遊園地の整備に関する請願
- ◇新規付託分 三十八件
- ◇付加価値税創設反対に関する請願
- ◇精神薄弱児福祉対策を要望する請願
- ◇保育園用地を確保することについての請願(太子堂地区)
- ◇零歳児を預かる保育所の建設に関する請願(北沢地区)
- ◇保育園における胎脂粉乳を生乳にかえる陳情
- ◇プラスチック容器使用の中止を求める陳情
- ◇奥沢保育園の改善に関する陳情
- ◇原爆被爆者援護法促進決議に関する請願
- ◇精神薄弱児(者)の福祉センター設置に関する請願
- ◇ふじみ荘使用料並びにバス配車に関する請願
- ◇小口急貸付資金制度に関する請願
- ◇出張所新設に関する請願(上祖師谷方面)
- ◇土地区画整理事業反対に関する請願(北鳥山地区)
- ◇道路計画に関する請願(太子堂・三宿地区)
- ◇資金引上げ等に関する請願(吉日自労世田谷分会)
- ◇用途地域指定替えに関する請願(喜多見七一九一丁目地域) 二件
- ◇第一種住居専用地区指定に関する請願(祖師谷三丁目地区)
- ◇歩道設置に関する請願(駒沢通り等々力駅先)
- ◇相模水道専用道路の完全舗装実施に関する請願(喜多見・宇奈根地区)
- ◇年末手当支給等に関する請願(全労世田谷支部)
- ◇越年手当支給等に関する請願(自民労連世田谷分会)
- ◇第二種住居専用地域指定に関する請願(奥沢二丁目)
- ◇良好な住宅環境を守るための地域指定に関する請願(祖師谷二丁目地区)
- ◇道路舗装並びに下水溝施設に関する陳情(船橋四丁目)
- ◇公共施設建設に関する請願(仮称祖師谷公園隣接地)
- ◇用途地域地区変更に関する請願(宇奈根地区)
- ◇児童遊園地設置に関する請願(八幡山三丁目)
- ◇土地区画整理事業反対に関する請願(千歳台・祖師谷地区)
- ◇地域制度改正に関する請願(赤堤三・五丁目、桜上水三丁目地域)
- ◇区立小学校教育研究会助成金についての請願
- ◇学童擁護員の増員等に関する請願
- ◇地域社会における社会人再教育の充実についての請願
- ◇横断歩道ならびに信号機設置に関する陳情(三軒茶屋一・二丁目玉川通り)
- ◇下水道敷設促進に関する請願(喜多見地域)
- ◇丹麥ショッピングセンター建設反対に関する請願
- ◇第一種住居専用地区指定に関する請願(北鳥山地域)
- ◇第二種住居専用地区指定に関する請願(北鳥山地域(内四地))